

報告 第 22 号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の一部が平成26年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第35条の5中「もの」を「ものの合計額」に改める。

第53条第1項、第5項、第8項及び第11項中「第42条の6第5項」を「第42条の6第12項」に改める。

第55条中「第41条第15項に」を「第41条第9項に」に改め、同条ただし書中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改める。

第64条第3項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

第136条中「第41条第15項」を「第41条第9項」に改める。

附則第28項の2第2号イ中「ついて法」を「ついて地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成26年改

正前の方税法」という。)」に改める。

附則第28項の4第2号イ、第46項の2第2号イ及び第46項の4第2号イ中「ついて法」を「ついて平成26年改正前の方税法」に改める。

附則第115項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第20項」に改める。

附則第132項及び第135項中「第30項」を「第27項」に改める。

附則第136項中「平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に限り、」を削り、「同じ。)を」を「同じ。)を次の各号に掲げる期間に」に、「かかわらず、」を「かかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分

(3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

附則第137項中「平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に限り、」を削り、「2輪自動車等を」を「2輪自動車等を前項各号に掲げる期間に」に、「かかわらず、」を「かかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の」に改める。

附則第138項中「平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に限り、」を削り、「小型特殊自動車を」を「小型特殊自動車を附則第136項各号に掲げる期間に」に、「かかわらず、」を「かかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の」に改める。

附則第139項中「平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、」及び「同日から平成25年4月1日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を附則第136項各号に掲げる期間に取得した」に、「かかわらず、」を「かかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の」に改める。

附則第140項中「同日から平成25年4月1日までの間に」を削り、「)の取得をした」を「)を附則第136項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得をした後」を「を取得した後」に、「平成24年度分及び平成25年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。

附則第141項中「平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、」及び「同日から平成25年4月1日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を附則第136項各号に掲げる期間に取得した」に、「かかわらず、」を「かかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の」に改める。

附則第142項中「同日から平成25年4月1日までの間に」を削り、「)の取得をした」を「)を附則第136項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得をした後」を「を取得した後」に、「平成24年度分及び平成25年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。

附則第143項中「平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、」及び「同日から平成25年4月1日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を附則第136項各号に掲げる期間に取得した」に、「かかわらず、」を「かかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の」に改める。

附則第144項中「同日から平成25年4月1日までの間に」を削り、「)の取得をした」を「)を附則第136項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得をした後」を「を取得した後」に、「平成24年度分及び平成25年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用

し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

4 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成25年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の大坂市市税条例附則第140項、第142項又は第144項の規定により納税義務を免除される平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る同条例附則第145項の規定による還付又は同条例附則第146項の規定による充当については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

7 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（大坂市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 大坂市市税条例の一部を改正する条例（平成25年大坂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち大阪市市税条例第55条の改正規定中「第41条第15項に」を「第41条第9項に」に、「第41条第14項に」を「第41条第8項に」に、「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に、「附則第41条第14項各号」を「附則第41条第8項各号」に改める。

第2条のうち大阪市市税条例第136条の改正規定中「第41条第15項」を「第41条第9項」に、「第41条第14項」を「第41条第8項」に改める。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例（抄）

（外国税額控除）

第35条の5 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は府民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び法第37条の3の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）をその者の第33条、第34条の4及び第35条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（法人税の繰越控除に係る法人税割の減額）

第53条 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第57条第1項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項、第3項及び第4項において同じ。）の開始日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額（同法第2条第19号の2に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第12項及び第13項において同じ。）とみなされたもの及び同法第81条の9第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第58条第1項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別

帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第12項

1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

2－4 省 略

5 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（0（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、0を超えるものをいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第第12項

42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6－7 省 略

8 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第80条（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第12項

第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 - 10 省 略

11 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第81条の18第1項第4号に掲げる金額（以下この項から第13項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、

これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、
当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、
第12項

第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

12-14 省 略

（固定資産税の非課税の範囲）

第55条 固定資産税の非課税の範囲については、法第348条又は法附則第14条若しくは第41条第第15項に定めるところによる。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第29項

項各号又は法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第64条 省 略

2 省 略

3 法附則第15条第9項の条例で定める割合は、3分の2とする。
第8項

4 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。
第34項

（都市計画税の非課税の範囲）

第136条 都市計画税の非課税の範囲については、法第702条の2又は法附則第14条若しくは第41条第15項に定めるところによる。ただし、土地又は家屋を有料で借り受けた者がこれを同項各
第9項

号に掲げる固定資産（土地又は家屋に限る。）として使用する場合においては、当該土地又は家屋の所有者に対し、都市計画税を課する。

附 則

1 - 28 省 略

28の 2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 省 略

(2) 平成26年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成25年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法
地方税法

等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法

第349条の3 又は法附則第15条から第15条（以下「平成26年改正前の地方税法」という。）

の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

28の 3 省 略

28の 4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 平成25年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成25年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける平成25年度類似特定用途宅地等 当該平成25年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成25年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法
第349条の3 又は法附則
平成26年改正前の地方税法

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

28の 5 - 46 省 略

46の 2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該

各号に定める額をいう。

(1) 省 略

(2) 平成26年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成25年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法
平成26年

第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの改正前の地方税法

規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

46の3 省 略

46の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 平成25年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成25年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成25年度類似特定用途宅地等 当該平成25年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成25年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法
第349条の3（第20項を平成26年改正前の地方税法

除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

46の5－114 省 略

115 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（附則第121項において「特定一般社団法人」という。）については公益社団法人とみなし、整備法第40条第1項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（附則第121項において「特定一般財団法人」という。）については公益財団法人とみなして、法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号及び第26号並びに第7項並びに法附則第15条第22項の規定を適用する。
第20項

116－131 省 略

132 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課すこととなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額（法第349条の3又は法附則第15条（第30
第27項を除く。）から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の2分の1の額）とする。

133－134 省 略

135 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得された日後最初に固定資産税を課すこととなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準と

なるべき価格の 2 分の 1 の額（法第349条の 3 又は法附則第15条（第30項を除く。）から第15条第27項

の 3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の 2 分の 1 の額）とする。

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税等）

136 平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に限り、東日本大震災により滅失し、又は損壊した法第113条第1項の自動車（以下この項において「被災自動車」という。）の所有者（法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車に代わるものと市長が認める軽自動車（2輪のものを除く。以下この項、附則第139項及び第140項において同じ。）を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分
- (3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

137 平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車、軽自動車（2輪のものに限る。）及び2輪の小型自動車（以下この項、附則第141項及び第142項において「2輪自動車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災2輪自動車等」という。）の所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災2輪自動車等に代わるものと市長が認める2輪自動車等を前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された2輪自動車等に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

138 平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に限り、小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災小型特殊自動車」という。）の所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市長が認める小型特殊自動車を附則第136項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

139 平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、次の各号に掲げる自動車で法附則第

52条第2項に規定する政令で定めるもの（以下この項、次項及び附則第148項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、同日から平成25年4月1日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市長が認める軽自動車の取得をした
を附則第136項各号に掲げる期間に取得し

場合における当該取得された軽自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当た

該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1)–(3) 省略

140 自動車持出困難区域内の法第113条第1項の自動車（以下この項及び附則第148項において「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、同日から平成25年4月1日までの間に対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「他の軽自動車」という。）の取得をした
を附則第136項各号に掲げる期間に取得した

場合において、当該他の軽自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止を取得した

等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市長が認めるときは、当該他の軽自動車に対する平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

141 平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、次の各号に掲げる2輪自動車等で政令で定めるもの（以下この項、次項及び附則第148項において「対象区域内用途廃止等2輪自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、同日から平成25年4月1日までの間に対象区域内用途廃止等2輪自動車等に代わるものと市長が認める2輪自動車等の取得をした
を附則第136項各号に掲げる期間に取得した

場合における当該取得された2輪自動車等に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1)–(3) 省略

142 自動車持出困難区域内の 2 樽自動車等（以下この項及び附則第148項において「対象区域内 2 樽自動車等」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第442条の 2 第 2 項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が同日から平成25年 4 月 1 日までの間に対象区域内 2 樽自動車等以外の 2 樽自動車等（以下この項において「他の 2 樽自動車等」という。）の取得をした
を附則第136項各号に掲げる期間に

場合において、当該他の 2 樽自動車等の取得をした後に、対象区域内 2 樽自動車等がを取得した

対象区域内用途廃止等 2 樽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の 2 樽自動車等を対象区域内用途廃止等 2 樽自動車等に代わるものと市長が認めるときは、当該他の 2 樽自動車等に対する平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を当該各号に定める年度分

免除する。

143 平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの（以下この項、次項及び附則第148項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第442条の 2 第 2 項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、同日から平成25年 4 月 1 日までの間に対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市長が認める小型特殊自動車の取得をした
を附則第136項各号に掲げる期間

場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第81条の規定にかかわらずに取得した

ず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1)–(3) 省 略

144 自動車持出困難区域内の小型特殊自動車（以下この項及び附則第148項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第442条の 2 第 2 項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が同日から平成25年 4 月 1 日までの間に対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）の取得をした
を附則第136項各号に掲

場合において、当該他の小型特殊自動車の取得をした後に、対象区域内を取得したに取得した

型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得

した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に係る
当該各号に定める年度分

徴収金に係る納税義務を免除する。

145-148 省 略

大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第103号）（抄）

第2条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

省 略

第55条中「第41条第15項に」を「第41条第14項に」に改め、同条ただし書中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

第9項 第8項

省 略

第136条中「第41条第15項」を「第41条第14項」に改める。

第9項 第8項

省 略

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略